

議案参考資料

[令和元年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

消防本部総務課 庶務係

議案名

議案第48号 桐生市消防団条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条により、地方公務員法が改正されたことを踏まえ、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除しようとするものです。

概要

現行条例において、「成人被後見人又は被保佐人は消防団員となることができない」と規定しています。(第5条第1号)

地方公務員法の改正を踏まえ、第1号の規定を削除します。

(施行期日：令和元年12月14日)

背景・経過

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が平成28年5月に施行され、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められました。

同法に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が、令和元年6月14日に公布され、同法第44条により、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)等が改正されました(令和元年12月14日施行)。

地方公務員法の主な改正内容は以下のとおりです。

- (1)成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除する。
- (2)職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除する。

参考資料

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、その人

の財産等の権利を擁護する民法上の制度。

- ・ 成年被後見人・・判断能力が欠けているのが通常の状態の人
- ・ 被保佐人・・・・・判断能力が著しく不十分な人